



コロナ禍で縮小する貿易総額 ～日中貿易は大幅に赤字が縮小～

財務省が1月28日に発表した令和2年分貿易統計(輸出:確報値、輸入:速報値)によると2020年の日本の貿易総額は前年比12.5%減の136兆1,435億円と大きく落ち込んだ。

うち、輸出が前年比11.1%減の68兆4,066億円、輸入が前年比13.8%減の67兆7,369億円となった。輸出入共に大幅に減少したが、貿易収支は6,697億円の黒字となった。

日中貿易総額は、前年比1.7%減の32兆5,604億円となった。うち、輸出が前年比2.7%増の15兆0,828億円、輸入が前年比5.3%減の17兆4,776億円となり、貿易収支は2兆3,948億円の赤字となった。

日本からの輸出

国別の輸出状況を見ると、日本の最大の輸出相手国は米中逆転し、中国がアメリカを抜き首位となり、前年比2.7%増の15兆0,828億円。2位のアメ

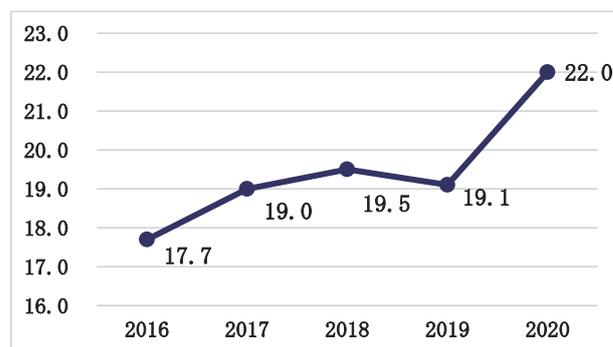
リカは、同17.3%減の12兆6,125億円と大きく落ち込み、3位の韓国は、同5.5%減の4兆7,662億円、4位の台湾は、同1.1%増の4兆7,391億円、5位の香港は、同6.8%減の3兆4,145億円となった。

地域別の輸出状況を見ると、アジア向けは前年比5.1%減の39兆2,244億円となり、輸出総額の57.3% (前年比3.6ポイント増)を占めた。

うち、ASEAN向けは、インドネシア、フィリピン、インド、タイ、シンガポールなどが2桁の大幅減となり、同15.0%減の9兆8,464億円となり輸出総額の14.4% (同0.7ポイント減)を占めた。

北米向けは、前年比17.5%減の13兆3,852億円となり、輸出総額の19.6% (同1.5ポイント減)を占めた。EU向けは、前年比14.6%減の6兆4,618億円となり、輸出総額の9.4% (同2.2ポイント減)を占めた。

中国向けの輸出が全体に占める割合(過去5年)



2020年日本の輸出相手上位5国・地域

単位:億円(輸出額)、%(伸率、構成比)

国(地域)	輸出額	伸率	構成比
1 中国	15兆0,828	2.7	22.0
2 アメリカ	12兆6,125	▲17.3	18.4
3 韓国	4兆7,662	▲5.5	7.0
4 台湾	4兆7,391	1.1	6.9
5 香港	3兆4,145	▲6.8	5.0
全世界合計	68兆4,066	▲11.1	100.0

目次

コロナ禍で縮小する貿易総額～日中貿易は大幅に赤字が縮小～	1
東海地方の日中貿易	3
2020年の中国GDP2.3%増～初の100兆元突破～	4
3月以降の行事案内	7
中国実務セミナー 中国債権回収アップデート～現地からの最新事例で徹底解説!～	8
中国実務セミナー 第19期五中全会のコミュニケと米中貿易戦争下の中国戦略	8
寄稿 刑法改正案(十一)の解説 -日系企業に対する影響の可能性について-	9

滄州デスクNEWS	13
蕭山デスクNEWS	13
常州デスクNEWS	14
揚州デスクNEWS	14
江門デスクNEWS	15
佛山デスクNEWS	15
中国短信	16
中国経済データ	18

コロナ禍にあっても中国向けの輸出は、金額・構成比共に増加し、中国は日本の最大輸出国としての存在感を大きく示した。

中国向け輸出商品を見ると、非鉄金属、重電機器、電気計測機器、完成車など前年比2桁増の高い伸びを示したが、逆にテレビ受像機、建設用・鉱山用機械、有機化合物などは2桁減となった。

日本への輸入

国別の輸入状況を見ると、日本の最大の輸入相手国は中国で、前年比5.3%減の17兆4,776億円と前年に続いて首位となった。2位のアメリカは、同14.0%減の7兆4,275億円、3位のオーストラリアは、同23.2%減の3兆8,053億円、4位の台湾は、同2.4%減の2兆8,563億円、5位の韓国は、同12.1%減の2兆8,380億円となった。

2020年日本の輸入相手上位5国・地域

単位：億円（輸入額）、%（伸率、構成比）

	国(地域)	輸入額	伸率	構成比
1	中国	17兆4,776	▲5.3	25.8
2	アメリカ	7兆4,275	▲14.0	11.0
3	オーストラリア	3兆8,053	▲23.2	5.6
4	台湾	2兆8,563	▲2.4	4.2
5	韓国	2兆8,380	▲12.1	4.2
	全世界合計	67兆7,370	▲13.8	100.0

地域別の輸入状況を見ると、アジアからの輸入は前年比7.5%減の34兆6,096億円となり、輸入総額の51.1%（前年比3.5ポイント増）を占めた。

うち、ASEANからの輸入では、同9.4%減の10兆6,515億円となり、輸入総額の15.7%（同0.7ポイント増）を占めた。

北米からの輸入は、前年比13.6%減の8兆5,840億円となり、輸入総額の12.7%（同0.1ポイント増）を占めた。EUからの輸入は前年比12.6%減の7兆7,893億円となり、輸入総額の11.5%（同0.9ポイント減）を占めた。

中国からの輸入が全体に占める割合は、昨年の23.5%から25.8%へと2.3ポイント増加した。また、金額的には02年以降19年連続で第1位となっており、依然として日本の最大輸入国として存在感を示している。

中国からの輸入商品を見ると、織物用糸・繊維製品などが前年比2桁増の高い伸びを示したが、その他は全体的に大幅減となった。

中国向けの輸入が全体に占める割合（過去5年）



対中貿易赤字が減少

対中貿易は、基本的赤字基調が続いている。直近の赤字幅は2018年まで減少傾向にあり、2019年には一転して赤字が拡大し3兆7,614億円だったが、2020年の対中貿易赤字は2兆3,948億円と大幅に減少した。

続くコンテナ不足、運賃高騰

新型コロナ感染拡大の影響により世界各地でロックダウンが発生することにより貨物の滞留、移動制限による人手不足が発生している。

コロナ禍で春先に大きく落ち込んだ需要は、夏ごろから反動増が顕著となり、世界的にコンテナ不足が発生し、未だに解消していない。日本も輸出が復調なことから、輸出向け空コンテナの確保が厳しく、運賃は値上げ基調にある。



中国では毎年春節の時期は輸出入が減少する為、春節を機に需要が落ち着き、一定程度のコンテナ不足が解消に向かうと見られるが、正常な状態に戻るにはまだ数カ月は要するとの見方が強い。

東海地方の日中貿易

東海地方の日中貿易として、名古屋税関が1月22日に発表した令和2年分管内(愛知、岐阜、三重、静岡の港湾・空港)貿易概況(速報値)によると、輸出入額は前年比3.4%減の4兆8,574億円となった。日中貿易全体に占める割合は14.9%となり、前年比0.3ポイント減少した。

うち、輸出は2年ぶりの増加(同4.6%増)となる2兆9,531億円、輸入は2年連続の減少(同13.8%減)となる1兆9,043億円となった。管内の対中貿易の収支は1兆0,488億円の大幅な出超(黒字)となり、09年以降12年連続を更新した。

管内の主要輸出品及び商品構成

管内の輸出構成を見ると機械類及び輸送用機器が70.6%と圧倒的に高く、次いで化学製品が9.5%、原料別製品が9.1%、雑製品が6.2%、特殊取扱品が3.0%と続く。

増加した主要商品5品目では、自動車(前年同期比69.9%増)、重電機器(同40.0%)、原動機(同7.2%)、プラスチック(同7.0%)、電気回路等の機器(同4.3%)だった。

管内輸出の主な増減品目

		概況品名	金額(億円)	伸率(%)
増加	1	自動車	1,837	69.9
	2	重電機器	1,084	40.0
	3	原動機	1,559	7.2
減少	1	有機化合物	268	▲51.8
	2	パルプ及び古紙	22	▲36.1
	3	荷役機械	303	▲33.2

出典：名古屋税関

管内の主要輸入品及び商品構成

管内の輸入構成を見ると機械類及び輸送用機器が40.2%、次いで雑製品が25.3%、原料別製品が18.9%、化学製品が8.4%、食料品及び動物が4.1%と続く。

増加した商品は少なく、繊維用糸及び繊維製品(前年比39.3%増)が目立つ程度で、殆どの商品が減少し、特に衣類及び同附属品(同23.2%減)は大幅に減少した。

管内輸入の主な増減品目

		概況品名	金額(億円)	伸率(%)
増加	1	繊維用糸及び繊維製品	1,236	39.3
減少	1	衣類及び同附属品	1,934	▲23.2

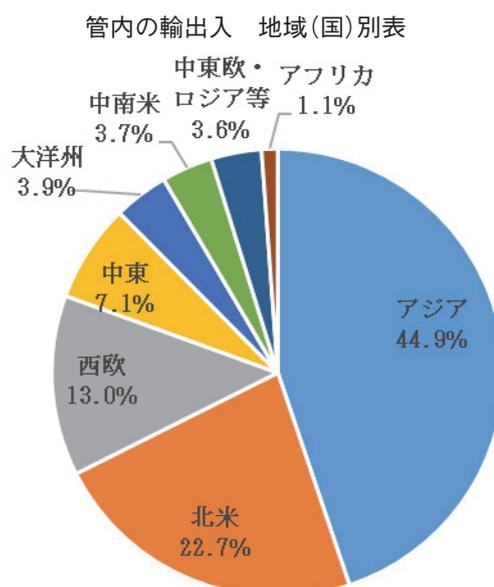
出典：名古屋税関

管内の輸出入 地域(国)別

管内の輸出入総額は、24兆1,862億円(前年比16.4%減)で、輸出が16兆1,609億円(同14.9%減)、輸入が8兆0,253億円(同19.4%減)となり、貿易収支は8兆1,356億円の黒字となった。

地域(国)別の輸出入額を見ると、アジアが10兆8,501億円(構成比44.9%)、北米が5兆4,875億円(同22.7%)、西欧が3兆1,526億円(同13.0%)、中東が1兆7,096億円(同7.1%)、大洋州が9,506億円(同3.9%)、中南米が8,851億円(同3.7%)、中東欧・ロシア等が8,729億円(同3.6%)、アフリカが2,778億円(同1.1%)の順となった。

中国向けの輸出入額は、4兆8,574億円で、アジアの44.8%を占め、管内全体では20.1%を占める最大の貿易相手国となっている。



2020年の中国GDP2.3%増 ~初の100兆元突破~

中国国家统计局は1月18日、「2020年国民経済及び社会発展統計公報」を発表した。以下、主要指標を抜粋し紹介する。

◇国内総生産(GDP)

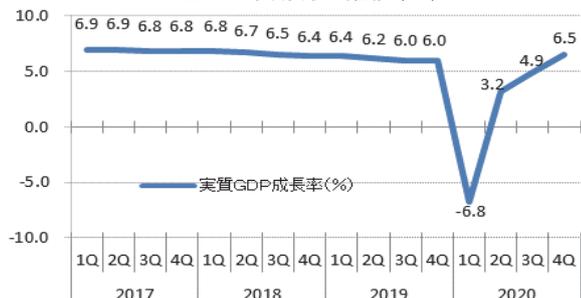
2020年の中国国内総生産(GDP)は前年比2.3%増の101兆5,986億元となった。GDPの100兆元突破は初で、新型コロナウイルスの感染拡大により主要国が軒並み大幅なマイナス成長になる中、プラス成長を維持した。

GDPの推移(%)



四半期別では、コロナ禍の影響を受けた第1四半期にGDPが6.8%減と統計史上初のマイナスに落ち込んだが、コロナの早期封じ込めに成功した第2四半期以降は経済が復調し、第2四半期3.2%増、第3四半期4.9%増、第4四半期6.5%増と急ピッチで経済の立て直しに成功した。

GDP四半期別の推移(%)



産業別にみると、第一次産業が3%増、第二次産

業が2.6%増、第三次産業が2.1%増となった。第三次産業(サービス業)が全体に占める割合は54.5%となり、2019年の53.9%から0.6ポイント拡大し、第二次産業との差が更に拡大した。

第4四半期のGDPは、第一次産業が4.1%増、第二次産業が6.8%増、第三次産業が6.7%増となった。

産業別 GDP (%)

	金額(億元)	前年比(%)	割合(%)
GDP	1,015,986	2.3	100.0
第一次産業	77,754	3.0	7.7
第二次産業	384,255	2.6	37.8
第三次産業	553,977	2.1	54.5

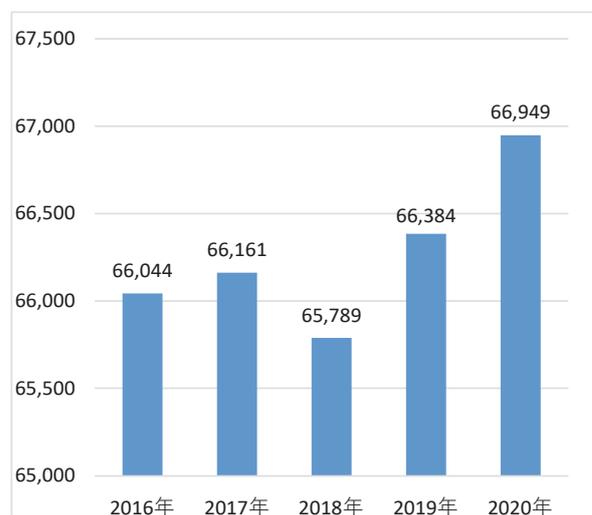
◇農業

2020年の穀物生産高は、前年比0.9%増の66,949万トンとなった。南部の洪水被害、北部の干ばつなどで穀物への影響が懸念されたが、前年比プラスを維持する結果となった。

夏穀物の生産高は前年比0.9%増、秋穀物が0.7%増といずれも微増となり、項目別ではもみ米が1.1%増、小麦が0.5%増、大豆が8.3%増となったがとうもろこしが微減となった。

食肉全体(豚肉・牛肉・羊肉・鶏肉)の生産量は前年比0.1%減となり、うち豚肉は3.3%減となったものの、養豚数及び母豚頭数はそれぞれ2020年上半期比で31%増、35.1%増と3割増加となった。ASF(アフリカ豚熱)により長らく豚肉の供給不足が続いていたが、2020年9月以降は供給不足の解消により、豚肉価格も安定している。

穀物生産高の推移(万トン)



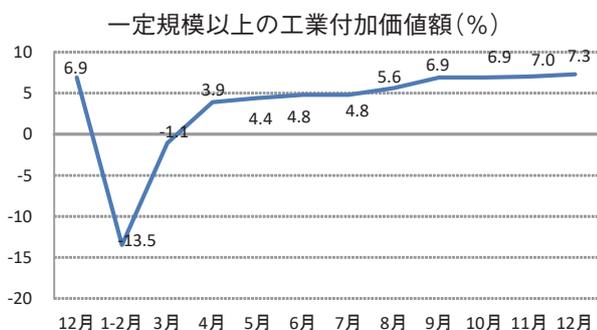
◇工業

2020年の一定規模以上(年間売上高2,000万円)の工業付加価値額は前年比2.8%増となった。

分類別では、鉱業が0.5%増、製造業が3.4%増、電力・熱・ガス及び水の生産・供給業が2.0%増となった。ハイテク製造業は7.1%増、設備製造業が6.6%増となった。

製品では、産業用ロボットが19.1%増、新エネ車が17.3%増、IC(集積回路)が16.2%増、PC設備が12.7%増とけん引した。工業全体の設備稼働率は74.5%となった。

第4四半期の一定規模以上の工業付加価値額は7.1%増と、第3四半期より1.3ポイント増加した。工業全体の設備稼働率は78%となり、第3四半期より1.3ポイント改善した。



工業付加価値の伸率(%)

	12月	1-12月
一定規模以上の工業生産	7.3	2.8
うち 鉱業	4.9	0.5
製造業	7.7	3.4
電気・ガス・熱・水生産供給業	6.1	2.0
うち 国有企業	6.4	2.2
株式制企業	7.0	3.0
外資系企業	8.5	2.4
私営企業	7.6	3.7

◇商業

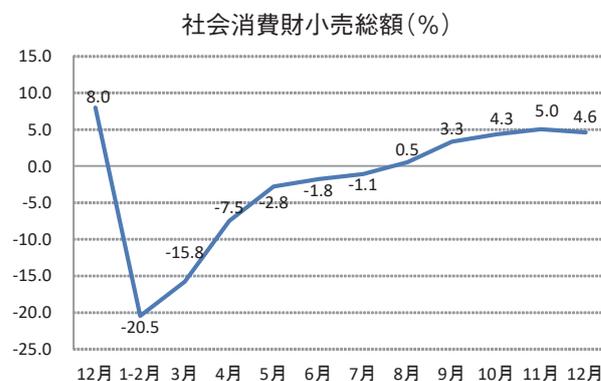
2020年の社会消費財小売総額は前年比3.9%減の39兆1,981億円となった。うち、都市部は4%減の33兆9,119億円、農村部は3.2%減の5兆2,862億円となった。

消費形態別にみると、飲食業収入は16.6%減の3兆9,527億円、商品小売業が2.3%減の35兆2,453億円となった。

ネット通販小売額は10.9%増の11兆7,601億円と2桁増となり、うち金融やサービスを除いた物販は

14.8%増の9兆7,590億円となり、社会消費財小売総額の24.9%(前年比4.2ポイント拡大)を占めた。従来からのEC市場の発展に加え、コロナ禍の外出や外食を控える動きに伴い、ネット通販が急拡大した。

小売総額は通年ではマイナスとなったものの、第4四半期は前年同期比4.6%増と第3四半期より3.7ポイント増加しプラス成長となった。



社会消費財小売総額の伸率(%)

	12月	1-12月
社会消費財小売総額	4.6	▲3.9
飲食業収入	0.4	▲16.6
商品小売業	5.2	▲2.3
うち 穀物食用油・食品	8.2	9.9
飲料類	17.1	14.0
アパレル・繊維品	3.8	▲6.6
化粧品	9.0	9.5
家具	0.4	▲7.0
通信機器	21.0	12.9
石油製品	▲3.8	▲14.5
自動車	6.4	▲1.8
建築・装飾品	12.9	▲2.8

◇固定資産投資

2020年の固定資産投資(農業を除く)は前年比2.9%増の51兆8,907億円となった。

分野別ではインフラ投資が0.9%増、製造業投資が2.2%減、不動産開発投資が7.0%増となった。第1次産業は19.5%増、第2次産業が0.1%増、第3次産業が3.6%増、民間部門の投資が1.0%増、ハイテク産業の投資が10.6%増となった。

ハイテク産業のうち、ハイテク製造業が11.5%増、ハイテクサービス業が9.1%増となり、ハイテク製造業では、医薬製造業が28.4%増、PC製造業が28.4%増、OA機器製造業が22.4%増とけん引役した。またハイテクサービス業のうち、ECサービス業が20.2%増、情報サービス業が15.2%増となった。

都市部の失業率(%)



1-12月分の固定資産投資

	金額(億円)	前年比(%)
固定資産投資	518,907	2.9
うち民間投資	289,264	1.0
産業別	第一次	13,302
	第二次	149,154
	第三次	356,451

◇対外貿易

2020年の貿易総額は、前年比1.9%増の32兆1,557億円となった。うち輸出額は4%増の17兆9,326億円、輸入額は0.7%減の14兆2,231億円となり、貿易収支は3兆7,096億円の黒字となった。

輸出額のうち、機電製品が前年比6%増となり全体の59.4%を占めた。また一般貿易は全体の59.9%(0.9ポイント拡大)を占め、民間企業の貿易は前年比11.1%増と全体の46.6%(3.9ポイント拡大)を占めた。

中国の貿易

項目	1-12月		2020年	
	金額(億円)	前年同月比(%)	金額(億円)	前年比(%)
貿易総額	32,005	5.9	321,557	1.9
輸出	18,587	10.9	179,326	4.0
輸入	13,419	▲0.2	142,231	▲0.7

◇物価

2020年の消費者物価指数(CPI)は前年比2.5%増となった。前年より増加幅は2.9ポイント縮小し、2020年目標の3.5%前後を下回った。

CPIは1月に5.4%増まで高騰した後、徐々に下落し、11月にはマイナスになるなど大きく変動し、直近ではデフレ圧力が高まっている。

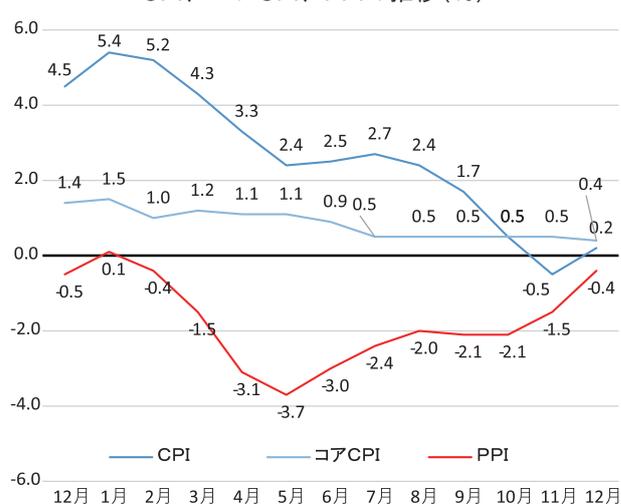
一方、食品・エネルギー価格を除いたコアCPIは前年比0.8%増となり、変動幅も0.2~1.5%に収まっている。豚肉が通年で49.7%増となったことが示すように、豚肉の上半期の高騰から下半期の安定ま

でのサイクルにCPIが大きく影響を受けたと見られる。

分類別では、食品・たばこ・酒類の価格が前年比8.3%増、衣類が0.2%減、住居が0.4%減、生活用品・サービスが横ばい、交通・通信が3.5%減、教育文化・娯楽が1.3%増、医療保健が1.8%増、その他用品・サービスが4.3%増となった。

一方、2020年の工業生産者物価指数(PPI)は前年比1.8%減となり、工業生産者購入価格は前年比2.3%減となった。

CPI、コアCPI、PPIの推移(%)



消費者物価指数CPI(%)

	12月	1-12月
消費者物価指数	0.2	2.5
うち都市	0.2	2.3
農村	0.2	3.0
うち食品	1.2	10.6
食品以外	0.0	0.4
うち消費財	0.2	3.6
サービス	0.3	0.6

◇雇用

2020年の都市部における新規就業者数は1,186万人となり、通年目標の900万人以上を大きく上回った。都市部の失業率は5.6%と当初の6%前後を下回った。都市部で住民登記がされている労働者の失業率は4.24%となり、目標の5.5%前後を下回った。

農民工総数は前年比1.8%減の2万8,560人となり、うち本地農民工(戸籍地での農業以外の就労者)は0.4%減の1万1,601人、外出農民工(戸籍地を6ヶ月以上離れる農業以外の就労者)は2.7%減の1万6,959人となった。また農民工の平均収入は前年比2.8%増の4,072元となった。

◇住民収入

2020年の住民1人当たり可処分所得は32,189円と、名目で前年比4.7%増、物価要因を除いた実質では2.1%増となった。都市では4万3,834円と、名目で3.5%増、実質1.2%増となり、農村では17,131円と、名目6.9%増、実質3.8%増となった。

都市と農村の住民1人あたりの収入比は2.56：1と、格差は前年比で0.08ポイント縮小となった。

住民収入

項目	1-12月	
	実績 (円)	前年比 (%)
全国住民の1人当たり可処分所得(円)	32,189	4.7
うち都市部(円)	43,834	3.5
農村部(円)	17,131	6.9
都市・農村1人当たりの可処分所得格差	2.56：1	0.08P縮小

◇総括

中国が経済立て直しに成功した要因には、コロナをいち早く封じ込めたことだけに注目されがちだが、経済立て直しのために政府が企業向けに積極的

な金融緩和と減税(税務総局の発表では2020年の減税・費用削減総額は2兆5,000億元以上に上る)を展開した結果に拠るところが大きく、2021年はこれらの財政政策をどのように正常化させていくかという出口戦略の舵取りが注目される。工業付加価値額、固定資産投資、対外貿易など主要指標で通年プラス成長を収めた一方、社会消費財小売総額は前年比3.9%減と相対的に回復が鈍く前年割れとなった。自動車販売で見られた補助金のばら撒きやインフラ投資関連の需要増加などが消費を支えたが、コロナ禍で外食産業が落ち込んだ。

2021年のGDP目標は「8%前後」の方向で調整に入り、12月18日に閉幕した中央経済工作会議でも了承されたと報じられた。21年1-3月は、前年にコロナで経済が停止した反動で前年同期比19%増になるという予測もある。

一方、2021年1月のバイデン米政権発足後も米中の対立は続くとの見方が大勢を占め懸念材料が残る中、米中関係の動向にも注視する必要がある。

文責：業務グループ 佐合亨

3月以降の行事案内

東海日中海運懇話会

「物流の発展は中国に何をもちたらし、何をもちたらずのか～中国の地域発展戦略・交通インフラ整備と物流システムハイテク化～」

日時：3月10日(水)13:00～16:00

講師：三瀧正道 麗澤大学名誉教授

会場：オンライン開催

中国投資企業部会

「コロナ禍における中国の最新人事労務動向」

日時：3月24日(水)14:00～17:00

講師：浅田 真央 パソナ上海

(保聖那人才服務(上海)有限公司)

Sales Senior Leader

会場：オンライン開催

後援行事

「愛・地球発 二胡のふるさと
～第16回 桜二胡音楽会2021～」

日時：4月4日(日)15:00

主催：特定非営利活動法人

チャン・ビン二胡演奏団

会場：名古屋市公会堂(鶴舞公園内)

特別講演会

「米中逆転間近～日本企業のあるべき成長戦略～」

日時：4月14日(水)15:00～16:30

講師：柯隆 (公財)東京財団政策研究所

主席研究員

会場：オンライン開催

共催行事

「ピンポン外交50周年記念国際シンポジウム」

日時：4月17日(土)14:00～17:00

会場：名古屋商工会議所ホール

主催：東海日中関係学会

中国債権回収アップデート ～現地からの最新事例で徹底解説！～

1月28日、王穩・上海開澤法律事務所・パートナー弁護士(写真)を講師に招き、標記セミナーをオンラインで開催した。

上海から出演した講師は、相談案件のうち、債権回収問題は人事労務問題に次いで多いものだといい、まず日系企業から「よくある質問」として中国の債権回収の動向を語った。

債権回収の成功率は債務者に資産がある場合は、7～8割は回収できるとし、中国政府が法治国家を目指していることも追い風となり、回収率は4～5年前に比べ格段に上がっているという。

一昔前では勝訴判決が出て強制執行できないという問題も深刻であったが、中国政府がこの問題を重点的に取り組んできた結果、現在では強制執行が



実施される件数も着実に増えているという。更には強制執行逃れの人を掲載したブラックリストの整備が進み、最高人民法院が専用サイト「中国執行信息公开網」で公表されるようになり、債務者に対して会社の役員に就任できない、ネット通販が使えない、高速道路が利用できない、子供を私立学校に入れられないといった社会的制裁が加えられるようになり、債権者にとって債権回収の状況は大幅に改善してきているという。

講師はリスクヘッジと対応策として、債務者に対する銀行口座の凍結、出国の停止など手法を紹介する一方、悪用され被害にあっている顧問先もいるといい、そのリスクについても受講者に注意を促した。

本セミナーのライブ配信は44名の申込があり、当日は31名が受講した。またライブ配信後、会員専用ページでアーカイブ配信も行われた。

第19期五中全会のコミュニケと 米中貿易戦争下の中国戦略

2月18日、当センターでは日本国際貿易促進協会京都総局と共催により、公認会計士でマイツグループCEOの池田博義氏(写真)を講師に招き、標記セミナーをオンラインで開いた。

昨年10月に中国共産党第19期五中全会(中央委員会第5回全体会議)が開催され、「国民経済・社会発展の第14次5カ年計画」と「2035年までの長期目標の策定に関する中共中央の建議」が決議されたが、本セミナーはこれを受け企画されたものである。

講師は冒頭、「習近平国家主席の野望とは？」と題し、アヘン戦争が勃発する前(1820年時点)で世界GDPは、アメリカが建国初期で2%に過ぎなかった



のに対して、中国が33%であったとする円グラフを示しながら、1840年のアヘン戦争以降に中国は200年近くの間、停滞していたが、「その失われた200年」を取り戻すべく、掲げられた目標こそ「中華民族の偉大なる復興」であり、当時の水準まで引き上げることが現政権の念頭にあると解説した。

講師は、米バイデン政権発足後も対中政策で多少の改善はあるものの厳しい状態が続くとした上で、これは米国へ流れていた優秀な中国人留学生を日本に呼び込めるチャンスであると指摘。

中国も2060年CO2実質ゼロを目指しており、こうした新たな動向からも、日本にあって中国にないものがまだまだあり、中国に必要とされるものに応じるPULL型営業の必要性を説いた。

本セミナーは83名の申込があった。

刑法改正案(十一)の解説

—日系企業に対する影響の可能性について—

キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司 法律顧問
上海融孚律師事務所 パートナー 中国律師 顧麗萍

2020年12月26日、「刑法改正案(十一)」(以下「改正案」という。)が、中華人民共和国第13期全国人民代表大会常務委員会第24回会議において採択され、2021年3月1日から施行されます。

改正案は、刑事責任年齢の調整、公共安全危害罪、虚偽・劣悪商品生産又は販売罪、会社・企業管理秩序妨害罪、金融管理秩序破壊罪、金融詐欺罪、知的財産権侵害罪、市場秩序攪乱罪、公民の人身権・民主的権利侵害罪、財産侵害罪、公共秩序攪乱罪、公共衛生危害罪、環境資源保護破壊罪、瀆職罪、軍人職責違反罪等の15の章・節に関連し、13条の条文が新たに追加され、34条の条文が改められました。

ここでは、そのうち日系企業に関連するであろう主な変更点について解説を行うと同時にリスク防止について提言させていただきます。

一、商業秘密の侵害について

改正案では、商業秘密侵害罪に対し主に次のような修正がなされています。

1、権利者の商業秘密を取得する不正手段として、「賄賂」、「欺罔」、「電子的侵入」の3つを新たに追加し、改正後の「反不正競争法」第9条第1項第(一)号の表現と一致させ、「商業秘密侵害行為」の範囲を拡大して、より適切に商業秘密を保護した。

2、商業秘密の定義を削除した。商業秘密の概念については、あるいは「反不正競争法」第9条第4項の概念を直接採用し、原刑法と比べて商業秘密の範囲を拡大したのかもしれない。

3、「刑法」第219条の後ろに第219条の1として一

条が追加され、「境外の機構、組織又は人員のため、商業秘密を窃取し、スパイし、買収し、又は不法に提供した者は、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科し、又は単科する。情状が重大である場合には、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」としている。一般の商業秘密侵害行為における罪の認定にかかる犯罪構成要件には、「情状が重大である」という項目があり、また、量刑の第1段階は最高で3年の有期徒刑であるが、この新たに追加された「境外のため」不法に商業秘密を提供する等の行為については、罪の認定にかかる犯罪構成要件に「情状が重大である」という項目がない。すなわち、「境外のため」不法に商業秘密を提供する等の行為がありさえすれば、罪を認定される可能性があるものであり、量刑の第1段階は最高で5年の有期徒刑である。また、「情状が重大である」場合は、量刑の第2段階は「5年以上の有期徒刑、罰金の併科」とされている。

以上からわかるように、改正案では「境外に対し」不法に商業秘密【i】を提供する等の行為について、より厳格な刑事責任が設けられています。

日系企業及びその関係者には、当該リスクについて特に留意されるべきです。日系企業の日本から派遣された従業員は、境外の親会社のために競争相手の情報を提供する行為をすることがあるかもしれませんが、外国側から派遣されて合弁企業の職務に就いている董事、総経理その他の高級管理者であれば尚更、合弁企業、他の合弁当事者、競争相手の情報を境外の親会社のために提供する行為をすることがあるかもしれません。上記の条文が正式に施行された後は、これらの行為に対する評価に重要な影響が生

ずることになるため、事前にこの条文をよく検討し、合弁合意、定款における董事・監事・高級管理者の秘密保持義務に対する設定又は免責条項をあらためてチェックし、かつ、どのように防御措置を講ずるかを慎重に検討して、無意識に当該条項に抵触することがないようにする必要があります。

二、非国家業務人員の汚職行為について

改正案では、刑法第163条第1項【非国家業務人員収賄罪】を次のように改めています。「会社、企業その他の単位の業務人員で、職務上の便宜を利用し、他人の財物を要求し、又は他人の財物を不法に収受し、他人のため利益をはかり、金額が比較的大きい者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。金額が巨額であり、又はその他の重大な情状のある者は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が特に巨額であり、又はその他の特に重大な情状のある者は、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。」。

また、改正案では、刑法第271条第1項【職務侵奪罪】を次のように改めています。

「会社、企業その他の単位の業務人員で、職務上の便宜を利用し、当該単位の財物を不法に自己の占有とし、金額が比較的大きい者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。金額が巨額である者は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が特に巨額である者は、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。」。

非国家業務人員の汚職行為に関する改正要点として、1つ目は、「会社及び企業職員の収賄罪」、「職務侵奪罪」の刑期を、それぞれ「3年以下、3年から10年、10年以上から無期懲役」の3段階に分けたこと、2つ目は、2つの罪の最高刑を無期懲役に引き上げたことです。

従来、一般に軽い罪と認識されてきた「会社及び企業職員の収賄罪」、「職務侵奪罪」の刑期がいずれも無期に引き上げられたことで、処罰力が大幅に強化され、企業の社内腐敗対策の抑止力が高まり、企業は内部の権限保有者に対する管理を強化し、警鐘を鳴らしやすくなったといえます。

三、安全な生産作業について

改正案では、「重大事故の潜在的危険が存在することを明らかに知りながらその排除をせず、なお危険を冒して作業を組織し、それにより重大な死傷事故が発生し、又はその他の重大な結果をもたらした場合」が、刑法第134条第2項の【規則に違反し危険を冒す作業を強要する罪】の事由の1つとして新たに追加されています。

また、改正案では、刑法第134条の後ろに第134条の1として一条が追加され、「安全管理規定に違反した生産又は作業」にかかる次のような罪が増設されています。

第134条の1 生産又は作業において安全管理に係る規定に違反し、次に掲げる事由の1つがあり、重大な死傷事故又はその他の重大な結果を発生させる現実的な危険がある場合には、1年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。

(一)生産の安全に直接に関係するモニタリング、警報、防護、救命設備若しくは施設を閉鎖し、若しくは破壊し、又はその関連データ若しくは情報を改ざんし、隠蔽し、若しくは廃棄したとき。

(二)重大事故の潜在的な危険が存在することにより、法により、生産・営業を停止し、施工を停止し、若しくは関係する設備、施設若しくは場所の使用を停止し、又は直ちに危険を排除する整頓是正措置を講ずるよう命じられて、その執行を拒絶するとき。

(三)安全生産にかかわる事項につき法による認可又は許可を経ず、無断で鉱山採掘、金属製錬又は建築施工及び危険物品の生産、経営、保存等の高度に危険な生産作業活動に従事したとき。

上記改正によって、生産事故の発生をもたらす「生産手段、情報の本体及び機能の破壊」、「教育しても改めない」、「許可証を持たずに職位に就く」等の行為が刑法の射程範囲におさめられ、企業の安全生産作業にかかるコンプライアンスに対し、より高い要求がなされることになる可能性があります。

具体的には下記のとおりです。

(1)事故の潜在的危険の徹底調査に十分に留意し、それを発見したならば、言い逃れをせずに積極的に

排除する必要があり、更には、企業が既にこれらの行為を積極的に行っていることについて適切に証拠を保存しておくことも必要です。

改正案の施行後は、「他人に対し規則に違反して危険を冒す作業を強制的に命令すること」が犯罪を構成するのみならず、潜在的危険に消極的に対応して、他人を組織し危険を冒す作業を継続させた場合にも犯罪を構成する。そのため、企業としては、全面的な安全生産意識を持ち、重大事故の潜在的危険を発見した場合は積極的かつ適時にこれを排除し、徹底調査、報告、整備の体制を速やかに確立し、付帯する賞罰制度を制定し、また、関連する職位のスタッフの安全教育及び法律研修を強化し、制度が最大限効果的に実施されるようにする必要があります。

(2)生産の安全に直接関係するモニタリング、警報、防護、救命設備・施設に対する日常的な保守を強化し、それが正常な機能を保持するようにし、また、その関連データについては適切な保管が必要です。

この点を適切に行うには、前提として、まず企業が法により必要なモニタリング、警報、防護、救命設備・施設を配備している必要があります。よって、企業が遵守する必要のある基準、規範、規定については、必ず包括的に理解し、また、関係する専門家に適切な設計をしてもらい、アドバイスを受けなければなりません。

(3)関係する監督管理部門の行政命令に厳格に従い、生産停止・整頓是正等を行う必要があります。

ただし、周知のとおり、生産・営業停止等の措置を講じざるを得なくなれば、企業に対する影響が極めて大きいため、このような行政命令が下されないよう前もって予防することが至極重要となります。そのため、企業としては、日常的に法令に適合し、主体的に潜在的危険を排除する一方で、関係する監督管理部門と良好な意思疎通を保持し、問題の芽が出たならば、速やかに専門家に頼んで積極的に対応・解決する必要があります。

(4)従事する生産作業が事前に関連の許認可を受ける必要のあるものなのかどうかを慎重に調査検討しなければなりません。

中国には多くの監督管理部門があり、各監督管理部門の内部でもそれぞれ異なる機構が異なる分野を主管し、それぞれの許認可を行っています。よって、正確に、完全に、かつ、効率よく、対応監督管理部門の対応機構から必要で有効なすべての許認可をどのように取得するかは、多くの企業にとって頭の痛い問題の1つであり、必要に応じて、経験豊富な専門家による専門的なガイダンスを受けることも検討すべきです。

以上のとおり、改正案では企業の安全生産作業に対する要求が重くなっており、改正案施行前に、企業は安全生産作業の穴について徹底調査をし、対応措置を適切に手配し、事前・事中・事後のリスク予防措置を講ずることを更に重視する必要があります。

四、薬品企業について

改正案では、刑法第141条に第2項に【虚偽の薬品を不法に提供する罪】として、「薬品使用単位の人員で、虚偽の薬品であることを明らかに知りながら他人の使用に提供した者は、前項の規定により処罰する。」、及び刑法第142条に第2項に、【劣悪な薬品を不法に提供する罪】として、「薬品使用単位の人員で、劣悪な薬品であることを明らかに知りながら他人の使用に提供した者は、前項の規定により処罰する。」が増設されています。

また、改正案では、刑法第142条の後ろに第142条の1として、次の一条が追加されています。

第142条の1 薬品管理法に違反し、次に掲げる事由の1つがあり、人体の健康に重大な危害を及ぼすに足る者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し、又は単科する。人体の健康に対し重大な危害をもたらし、又はその他の重大な情状がある者は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

(一) 国务院の薬品監督管理部門が使用を禁止する薬品を生産し、又は販売したとき。

(二) 薬品の関連する認可証明文書を取得せずに薬品を生産し、若しくは輸入し、又は上記薬品であることを明らかに知りながら販売したとき。

(三) 薬品登録申請において虚偽の証明、データ、資料若しくはサンプルを提供し、又はその他の欺

岡手段を講じたとき。

(四)生産又は検査記録をねつ造したとき。

更には改正案では、原刑法第141条、第142条における、「虚偽の薬品」、「劣悪な薬品」については「薬品管理法」により認証をする必要があるとの規定が削除されています。

上記の改正により、虚偽の薬品、劣悪な薬品につき刑事責任を負う主体が増え、薬品生産・販売段階の刑事責任適用範囲が拡大され、企業の予防及び監督管理に対し、次のような、より高い要求がなされています。

(1)薬品の生産及び販売者のみならず、薬品使用単位も、薬品の品質に対する監督管理に注意し、虚偽の薬品を不法に提供する罪に抵触することがないよう留意する必要があります。そのため、薬品使用単位には、買入れの際に厳格に審査し、使用制度を規範化し、適切に記録を作成して、個人の行為が企業にリスクをもたらすことを防止することが求められます。

(2)新たに追加された第142条の1のうち、第(一)号～第(三)号については、日系の薬品企業では発生の確率が非常に低いはずであり、詳述する必要がないと思われませんが、第(四)号は防御の難易度が相対的に高く、薬品企業において川上から川下までの監督管理を強化する必要があり、薬品登録申請文書・サンプルを慎重に記入、提出し、生産・検査記録を真に完全に保管し、過失による刑事リスクを惹起してしまうことを防止する必要があります。

(3)虚偽の薬品、劣悪な薬品の認定標準に関する各種規定を注視し、今後は古い標準を適用しないよう

にし、必要のある際は専門家に相談して、薬品類の犯罪を根源から回避するよう注意が必要です。

五、環境汚染について

改正案では、環境汚染罪が詳細化され、第338条において、次のように定められています。

次に掲げる事由の1つのある者は、7年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(一)飲用水の水源保護区及び自然保護区の中核保護区等の法により確定された重点保護区域において放射性を有する廃棄物、伝染病病原体を含む廃棄物又は有毒物質を排出し、投棄し、又は処分し、情状が特に重大であるとき。

(二)国の確定した重要な河川又は湖の水域に対し放射性を有する廃棄物、伝染病病原体を含む廃棄物又は有毒物質を排出し、投棄し、又は処分し、情状が特に重大であるとき。

(三)大量の永久基本農田に基本的機能を喪失させ、又は永久的な破壊を受けさせたとき。

(四)複数の者に重傷を負わせ、若しくは重大な疾病をもたらし、又は人に重大な後遺障害をもたらし、若しくは死亡させたとき。

したがって、汚染物質の排出にかかわる企業、特に関連の保護区、重要水域付近の企業は、なおさら汚染物質の排出について事前予防、事中監督、事後救済の業務を適切に行い、改正案が正式に発効する前に、汚染物質排出にかかる穴を徹底調査し、刑事リスクを防ぐ必要があります。

i「反不正競争法」

第9条第4項 この法律において「商業秘密」とは、公衆により知悉されておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者が相応する秘密保持措置を講じることを経た技術情報、経営情報等の商業情報をいう。



<執筆者プロフィール>

キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司 法律顧問

上海融孚律師事務所 パートナー 中国律師 顧麗萍

2003年復旦大学卒業後、律師資格取得し、現在まで一貫してキャストグループの法律顧問を務める。

15年以上、日本企業の中国事業関連業務を中心として、買収案件、企業撤退、契約、労務、税関、外貨管理等の法企業法務関連業務などさまざまな案件を担当し、豊富な経験と知見を有している。



**黄驛港の貨物及びコンテナ取扱量
過去最高に**

黄驛港における2020年の貨物取扱量が前年比4.7%増の3億124万トとなり初の3億トを突破、コンテナ取扱量では前年比29.1%増の73万TEUといずれも1986年の開港以降で過去最高となった。

また、2020年の対外貿易貨物取扱量は前年比28.3%増の6,705万ト、国内は0.5%減の2億3,419万トとなった。

項目別では石炭の取扱量が前年比4.8%増の2億1,656万トと全体の3分の2以上を占め、鉄鉱石が23.1%増の6,637万トと続いた。



再生可能エネルギーによる発電量が急増

2020年、滄州市における再生可能エネルギーを活用した発電量が前年比18.8%増の34.1億kWhとなった。市の総発電量293.9億kWhのうち、再生可能エネルギーによる発電量のシェアは前年の9.8%から11.6%と2桁に拡大した。

滄州市では火力発電、風力発電、太陽光発電の3種類が採用され、うち火力発電が主力となっており、2020年の火力発電量は259.9億kWhと前年比1.2%減となった一方で、風力発電は13.6%増の25.6億kWh、太陽光発電に至っては37.5%増の8.5億kWhと急成長を遂げており、火力発電から再生可能エネルギーへのシフトチェンジが進んでいることを示した。

また2020年には、滄州市に風力発電会社と太陽光発電会社がそれぞれ1社新規参入し、再生可能エネルギーを活用した電力発電会社は15社に拡大した。



**蕭山経済技術開発区 国家級開発区
評価ランクでトップ50入り**

このほど、2020年の国家級経済技術開発区総合発展レベル評価ランキングが発表され、蕭山経済技術開発区は44位にランクインし、前年の69位から順位を25位上げ50強入りを果たした。

うち実行ベース外資導入額では9位にランクインし初のトップ10入りとなった。2020年は、3月に明電舎が新エネ自動車用中核部品の研究開発・生産プロジェクトで1.5億ドルを増資、9月にはZFが10億元相当の新プロジェクトを立ち上げ、12月にはABB、サンゴバンが立て続けに増資を行う



など、ビッグプロジェクトが相次いだ。

また同区に2020年に進出した外資企業数は計45社、外資導入額は契約ベースで10億9,800万ドル、実行ベースで3億8,600万ドルとなった。2020年に浙江省の自由貿易試験区が拡大し、同区も対象エリアとなったことで外資導入の促進に繋がった。

一方、2020年の杭州市全体における新規進出外資企業数は804社となった。実行ベース外資導入額は前年比17.5%増の72億ドルとなり、浙江省全体の45.6%を占め、全国の都市別ランクで4位となった。

杭州市、帰省自粛者へ1,000元の補助金

コロナウイルス感染の予防と春節明けの速やかな操業再開に向け、杭州市は春節の連休期間中に帰省せず杭州市で春節を迎える者(出稼ぎ労働者等ワーカー、浙江省の戸籍を持たないが杭州市に社会保険を納付する者が対象)に、1人あたり1,000元の現金を補助金として支給した。



常州高新区が「中日韓(江蘇)産業合作モデル園區」に

このほど江蘇省商務庁は、常州高新区を含む7つの開発区を「中日韓(江蘇)産業合作モデル園區」として認可した(表)。昨年9月28日に常州高新区の新プロジェクトとして建設が発表された「中日(常州)合作産業園」も対象エリアに含まれた。

＜中日韓(江蘇)産業合作モデル園區の対象＞

南京經濟技術開發区
無錫高新技术产业開發区
常州高新技术产业開發区
蘇州高新技术产业開發区
蘇州工業園区
南通經濟技術開發区
塩城經濟技術開發区

常州高新区は日韓両国と長きに亘る提携・協力、貿易往来などで大きな成果を収め、常州高新区内に設立された日韓企業の累計登記数は約180社と常州市全体の約半数を占め、区内の外資企業のうち日韓企業が占める割合は約20%となっている。

2020年、常州高新区の日韓企業による投資総額は15.1億元に上り、外資導入額(実行ベース)は常州市

全体の40%を占めた。また同区の日韓貿易総額は160億元、日韓企業の年度工業生産額は230.4億元、売上高は200.3億元、粗利は17.4億元に上った。

また常州市内全区の日韓企業のうち、売上高が1億元超となったのは32社で、一定規模以上(売上高2,000万元以上)の日韓企業は63社と日韓企業全体の35%を占め、日韓企業全体で1万人以上の雇用を生み出している。

常州高新区で迎春会を開催

2月9日、常州高新区は区内の日系企業を招き、迎春会を催した。

本会では、常州国家高新区管理委員会の李皓副主任が、コロナウイルスの影響で一時帰国が叶わない日本の赴任者に対し激励の言葉を送った。

会場には、日本の赴任者が中国にしながら日本式の正月が過ごせるようにと、門松が飾られ、餅つき大会やけん玉、輪投げなどのイベントが用意された。



証照分離で港灣經營許可証を発給

1月28日、揚州開發区の行政許可局は当区初の「証照分離」方式で港灣經營許可証(以下「本許可証という」)を発給した。

証照分離とは、市場監督管理部門が発行する營業許可証と各業界の主管部門が発行する經營許可証を分離することで、事業展開の効率化・簡素化を目指す改革を指す。

発給先の中航宝勝海洋工程電線有限公司(海底ケーブルメーカー)は、総投資額35億元で当区に進出し、目下生産ラインの試運転までが終了している。同社の製品は揚州港六壩作業区ふ頭から水上輸送経路で出荷されるため、港灣業務に必要な本許可証を早急に取る必要があった。

本許可証の発給には、交通運輸部、水利部、国家發展改革委員会など多くの部門が管轄し、行政審査159項目に対して、多くの部門が審査を行うため複雑な手続きを要するが、今回「証照分離」方式による「告知承諾制」導入したことで、各部門が連携して同

時処理、手続きの統合、プロセスの簡素化がされ、従来少なくとも6ヵ月かかると言われていた手続きがわずか1日で解決した。

晶澳太陽能が揚州で新規プロジェクト

晶澳太陽能有限公司(以下「晶澳」と言う)は、揚州開發区に新たにソーラーパネルの組み立て拠点を新設することとなり、1月23日に調印式が行われた。

晶澳集団はソーラーパネル業界では世界第2位を誇り、揚州開發区にはすでに太陽電池セルの生産拠点として世界最大規模を誇る晶澳(揚州)太陽能科技有限公司が進出している。

第14次5ヵ年計画期間中に、同集団は揚州で100億元の投資を行い、第1期には投資総額60億元で、10GW規模の太陽電池セル生産と6GW規模の太陽電池セル組立ラインを重点的に建設する予定で、2021年に着工見込みとなっている。





江門の「倍增計画」対象企業、17社が目標達成

江門市が重点企業の215社を対象に売上高の「倍增計画」政策を展開する中、当該企業における2020年の売上高は前年比15%増の615億元となった。うち39社の売上高が前年比50%増超となり、全体の18.1%を占め、すでに売上高が倍増し目標を達成した企業は17社と全体の7.9%を占める結果となった。

倍增計画とは、江門市が2020年6月に発表した「江門市重点企業倍增計画の実施を推進する意見」に基づき、江門市に登記があり、一定規模以上(売上高2,000万元以上)で、且つ2023年12月31日までに売上高を倍増させることを約束する企業を対象に、ノルマの達成時に奨励金を支給するなど、財政面・人材面で支援することにより当該企業による経済牽引を狙うもの。

2020年江門市の誘致投資額1,247億元

2020年江門市が誘致した投資プロジェクトのうち、1億元超規模の投資は前年比7.1%増の211プロジェクトに上り、投資額は同4.2%増の1,247億元となった。

また2020年上半期ベースの江門市の実行ベース外資導入額は前年同期比16.5%増となり、珠江デルタエリアでは最も高い伸び率となった。

江門市でバリアフリー化を推進

江門市政府は障害者、高齢者が近年増加傾向にある中で、住みよい暮らしを提供するべく、バリアフリーの設置・修繕に関する複数の措置を同時に実施するなど、バリアフリー化に向けた取り組みを推し進めている。

バリアフリー環境を都市建設の中に融合させることにより障害者らの満足感や安心感が高まるよう、取り組みが続けられている。



佛山で2大プロジェクトの調印式

2月1日、佛山市で2大プロジェクトの調印式が行われた。

1つ目の「南海日中韓スマートエネルギー産業基地プロジェクト(写真)」は、南海区人民政府、

中科潤谷資産管理有限公司、中科潤谷航天氣能系統(泰安)有限公司による共同建設。



本プロジェクトは、佛山市に水素エネルギー企業1万社による国内初のスマートエネルギーモデルエリアを構築し、再生可能エネルギーの相互利用が可能なスマートエネルギー都市並びに水素エネルギー住宅及び国家基準・規格のモデル建設を推し進め、且つ燃料電池分散型エネルギー及びスマートエネルギー産業の新たな局面を切り開くもの。

2つ目は、佛山市南海区人民政府と通信業界大手による提携プロジェクトで、「南海建設科技産業基地」を打ち立て、新エネ産業及び次世代通信(5G)の

産業チェーンを重点とする産業構築を目指す内容となっている。

佛山地下鉄2号線の1期工事が完了

2月2日、佛山市と広州市を結ぶ「佛山地下鉄2号線」の建設工事のうち、広州南駅の主要構造部の工事が完成したことで、2号線1期工事の全17駅の工事が全て完了した。本線は2021年末に開通する予定。

一方、このほど「佛山市都市鉄道交通第二期建設計画(2021-2026年)」が国家發展改革委員会の認可が下りたことにより、佛山地下鉄2号線の2期工事(地下鉄の延線工事)及び4号線、11号線の3路線の建設が決まり、いずれも2021年に着工することとなった。



〈中国短信〉

◆外商投資奨励産業目録20年版が発表

国家發展改革委員会などは12月28日、外資導入のガイドライン「外商投資奨励産業目録(2020年版)」を発表した。目録は、2019年版の1,108項目から127増の1,235項目となり、うち88項目が改定された。

うち、全国版は480項目で、うち65項目が追加、51項目が改定となった。AI、半導体、「5G」関連技術開発などの先端製造業が主な対象分野となった。

中・西部版※は755項目で、うち62項目が追加、37項目が改定となった。黒龍江省と雲南省では新たに農産物の加工、観光開発等の項目が加わり、海南自由貿易港の建設が進む海南省では商業貿易、海運、金融、観光等の関連項目が追加された。目録は1月27日から施行される。

※目録は2019年版から「全国版」に「中・西部版(中西部地区外商投資優勢産業目録)」が統合され、東北3省(遼寧・吉林・黒龍江)を含む中西部22省・市・自治区がそれぞれの奨励項目を発表している。

※外商投資奨励産業目録(2020年版)

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-12/28/content_5574265.htm

◆春節を前に帰省抑止が全国化

中国では年明け後も河北省、黒龍江省、吉林省などでコロナが散発しているが、通常であれば国民が大移動する春節の長期休暇(2月11日～17日)を前に、帰省を抑止する動きが加速している。

当初は一部の省政府が帰省を要請する程度に留まっていたが、1月25日に国務院が不要不急を除いて帰省しないことを原則とする通達を公布したことで全国展開へと広がった。

昨年は春節休暇とコロナ拡大の期間が重なったことで、隔離や都市封鎖(ロックダウン)などで帰省先から戻れない人々が続出し、企業の事業再開にも大きな支障をきたした。

今年の帰省抑止の動きは、感染拡大防止は当然ながら、春節明けの経済運営も念頭に置いた措置と見えそうだ。

一方、春節休暇中は本来であれば国内消費が活発な時期でもあるため、消費低迷が懸念される。

◆中国外資導入額 過去最高を更新

中国商務部は1月20日、2020年の外資導入額が過去最高を更新したと発表した。外資導入額はドル建てで前年比4.5%増の1,443.7億ドル(元建てでは前年比6.2%増の9,999.8億元)。うちサービス業における外資導入額は元建てで前年比13.9%増の7,767.7億元と、全体の77.7%を占め、国別ではオランダ、イギリスからの投資がそれぞれ前年比47.6%増、30.7%増と伸びた。

一方、2020年の外資新規進出件数は前年比5.7%減の38,570件となった。

◆2020年のFDI 中国が首位

国連貿易開発会議(UNCTAD)は1月24日、2020年のFDI(海外直接投資)で中国向けが1,630億ドル(前年比4%増)と、米国向けの1,340億ドル(同49%減)を上回り世界首位になったと発表した。

世界全体では、前年比42%減の8,590億ドルとなり、うち先進国向けのFDIは69%減と大きく落ち込む中、コロナをいち早く封じ込めた中国向けに投資が集中し、全体の約19%を占めた。

◆西部地区奨励類産業目録が改訂

国家發展改革委員会は1月26日、「西部地区奨励類産業目録(2020年版)」を発表した。目録は2014年版からの改訂にあたり、3月1日より実施され、目録にある奨励類の業種には企業所得税を15%が適用される。

目録の適用範囲は重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、内蒙古、広西など西部12省(市・自治区)となっており、国内総面積の70%以上を占める。

◆省を越えた帰省はPCR検査が義務化

国務院は1月26日付の通達で、低リスク地区の在住者であっても省を越えて帰省する場合は、7日以内に発行されたPCR検査の陰性証明を持参しなければならないと発表した。陰性証明を持っていれば隔離は原則必要ないとされるが、集会などへの参加はできない。

省内の移動であっても感染防止アプリ「健康コード」が常時「緑色」(低リスクを指す。中リスクは「黄色」、高リスクは「赤色」)を示していることが求められる。

◆北京市が厳戒体制に

3月5日の全人代を控える北京市は、1月28日から3月15日まで低リスク地区から市内に入る場合でも、7日以内に発行された陰性証明を持参し、到着後も14日間の健康観察(日本で言う自宅待機)、7日目と14日目のPCR検査が義務化された。

北京行きの列車に乗車する場合や飛行機に搭乗する場合は、陰性証明の提示が求められる。

※市民が帰省せずに年越しをすることに関するサービス保障業務の通知

http://www.gov.cn/zhengce/2021-01/25/content_5582497.htm

◆中国の2020年の携帯出荷台数 5G対応スマホが過半占める

中国情報通信研究院(CAICT)は1月11日、2020年の国内携帯電話出荷台数が前年比20.8%減の3億800万台となったと発表した。うち、5G(第5世代移動通信システム)対応機種が1億6,300万台と全体の52.9%を占め、5G対応スマホとして発売された新機種は全体の47.2%を占めた。

5Gは自動運転や遠隔医療などを実現し、生活や産業構造を一変させる技術として注目されているが、5Gの早期普及には基地局の設置数拡大が必須となる。

中国工業情報化部は1月28日、2021年に5G基地局を新たに60万局以上増やし、主要都市を中心に5Gのネットワーク建設を加速化させていくとした。中国工業情報化部は昨年10月初めに国内の基地局の数が50万局に達したと発表しており、年内に100万局を超える見通し。

なお、日本全国で5Gサービスを行きわたらせるためには50万局以上の基地局数が必要と言われており、総務省は2023年末までに28万局とする目標を打ち出している。

◆中国ビザ申請に指紋採取が必要に

中国ビザ申請サービスセンターは、中国ビザの申請者(香港、マカオを除く)に対し、2月8日より指紋採取を開始した。これまで中国入国時に指紋の採取が行われてきたが、日本ではビザ申請時にも必要となり、従来は旅行業者への代行申請のみで完結していたものが本人の出頭も必要となっているので注意しておきたい。

尚、指紋採取が免除される対象は以下の通り。

1. 14歳未満または70歳以上の者

2. 両手の指が全て欠損しているまたは機械による指紋認識ができない者
3. 5年以内に同一のパスポートで在日中国大使館に指紋登録をされている者
4. 外交パスポートを所持しているまたは中国の外交、公用、礼遇ビザの要件を満たしている者

◆広州空港、旅客数で初の世界一

広州白雲国際空港が2020年旅客数で世界首位になった。これまで22年連続1位だった米国・ハーツフィールド・ジャクソン・アトランタ国際空港の旅客輸送量は延べ4,291万8,700人であったのに対し、広州空港は延べ4,376万8,000人であった。

◆地方GDP、1省除きプラス成長

中国の各地方政府31省(市・自治区)が2020年のGDPを発表した。地方経済はコロナ禍の影響を受けるも、下半期は回復基調が強まり、成長率で全国平均の2.3%を上回った地域は20省となり、湖北省を除く全省がプラス成長となった。

新型コロナウイルスが中国で最初に確認された湖北省武漢市は、2ヶ月半のロックダウン(都市封鎖)を余儀なくされ経済が停止したことにより、通年でも湖北省が5.0%減、武漢市が4.7%減といずれも大きく落ち込んだ。

GDPの首位は広東省、2位以降は江蘇省、山東省と続いた。広東省は32年連続で首位となり、江蘇省は南通市が1兆元を突破するなどし、初めて10兆元に到達した。

成長率ランクではチベット自治区が7.8%増と首位で、貴州省の4.5%増、雲南省の4.0%増が続いた。発展が遅れている西部エリアの開発を推進する「西部大開発」の新たな政策指針の「西部地区奨励類産業目録(2020年版)」が改定されるなど、今後も発展の余地が大きい中・西部での高成長が続くと見られている。

◆都市別GDP、23都市が1兆元超え

2020年のGDPが1兆元を超えた都市は、2019年の17都市から新たに泉州、南通、福州、西安、合肥、済南が加わり計23都市となった。

2019年の時点では、上海、北京、深圳、広州、重慶、蘇州、成都、武漢、杭州、天津、南京、寧波、無錫、青島、鄭州、長沙、仏山の17都市が1兆元都市となっていた。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年1月	12,326	37.5	17,196	▲0.9	▲4,870	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

1月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
		輸出	総額	57,798
輸出	内 訳	アメリカ	10,015	17.3
		E U	5,322	9.2
		アジア	33,657	58.2
		うち中国	12,326	21.3
		輸入	総額	61,037
輸入	内 訳	アメリカ	5,862	9.6
		E U	6,898	11.3
		アジア	32,376	53.0
		うち中国	17,196	28.2

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

1月の主な増減品目

単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
			輸出	増加	1 半導体等製造装置
		2 プラスチック	57.3	3.5	
		3 非鉄金属	104.0	2.8	
輸入	増加	1 通信機	60.5	6.2	
		2 電算機類(含周辺機器)	36.1	3.2	
	減少	1 衣類・同付属品	▲31.6	▲3.3	
		2 金属製品	▲19.9	▲0.8	
		3 石油製品	▲85.3	▲0.7	

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年 月	輸 出			輸 入			差 引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年1月	2,269	36.2	18.4	1,711	▲17.0	10.0	557	黒字転換

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

1月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
		輸出	総額	13,702
輸出	内 訳	アメリカ	3,290	24.0
		E U	1,781	13.0
		アジア	5,585	40.8
		うち中国	2,269	16.6
		輸入	総額	7,000
輸入	内 訳	アメリカ	684	9.8
		E U	858	12.3
		アジア	3,827	54.7
		うち中国	1,711	24.4

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

1月の主な増減品目

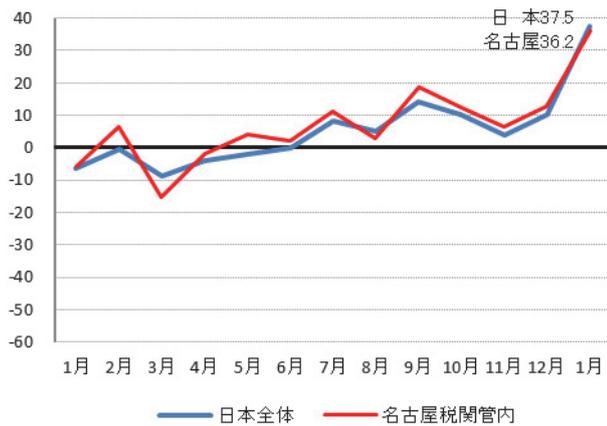
単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
			輸出	増加	1 自動車
		2 重電機器	101.6	3.1	
	減少	1 科学光学機器	▲34.0	▲1.7	
輸入	減少	1 衣服及び同付属品	▲36.2	▲4.4	
		2 事務用機器	▲44.3	▲1.6	

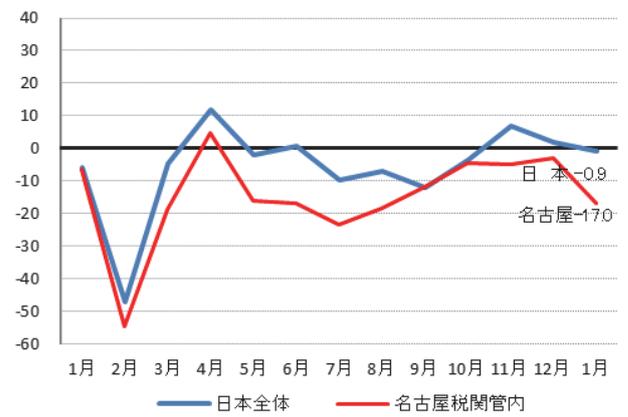
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

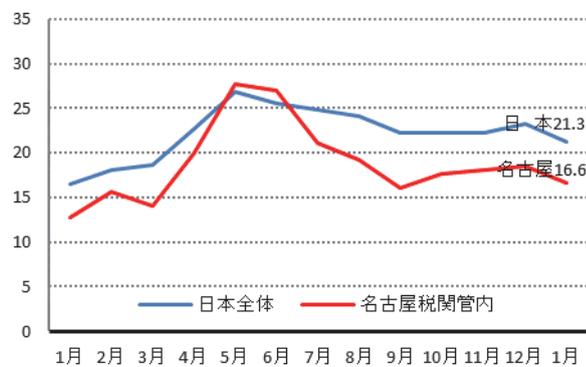
中国への輸出額の月別伸率(%)



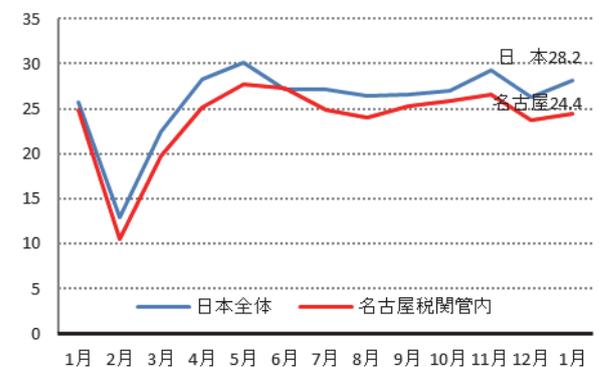
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1

出所：中国税関総署
※1月のデータは未発表

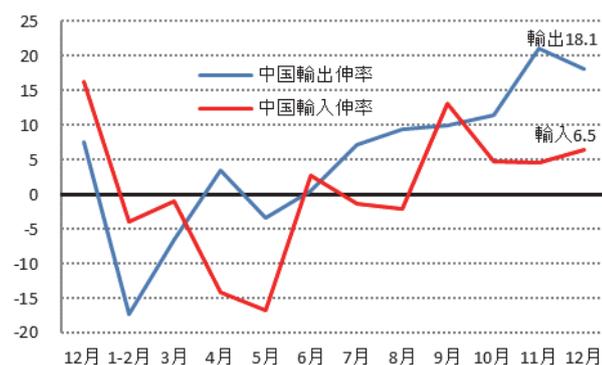
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

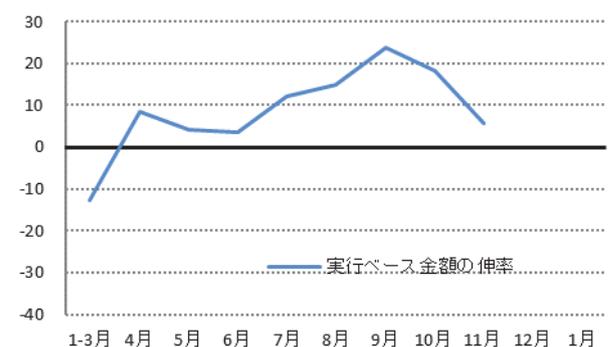
年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年1月	N/A	N/A	134.7	6.2

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



※12月のデータは未発表

中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	1月
消費者物価指数	▲0.3
うち都市	▲0.4
農村	▲0.1
うち食品	1.6
食品以外	▲0.8
うち消費財	▲0.1
サービス	▲0.7

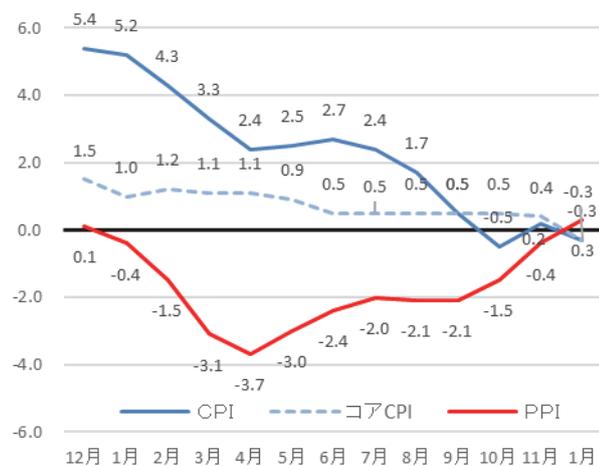
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

	1月
工業生産者物価指数(PPI)	0.3
うち生産資材	0.5
うち採掘	1.0
原材料	▲0.8
加工	1.0
生活資材	▲0.2
うち食品	1.6
衣類	▲1.3
一般日用品	0
耐久消費財	▲1.8
工業生産者仕入物価指数	0.9
うち燃料、動力類	▲4.8

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

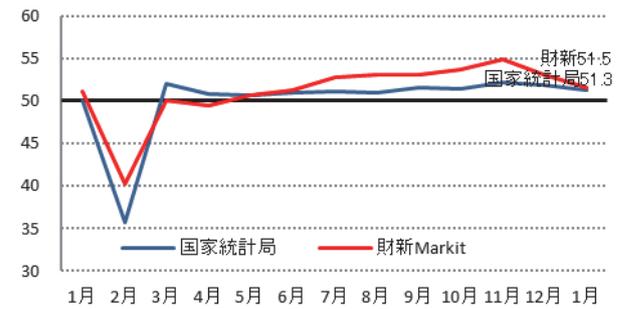
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局
※1月のデータは未発表

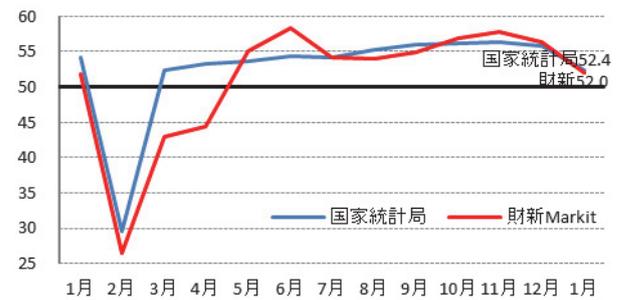
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI



中国の固定資産投資

1-12月分の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		518,907	2.9
産業別	第一次	13,302	19.5
	第二次	149,154	0.1
	第三次	356,451	3.6
地域別	東部	N/A	3.8
	中部	N/A	0.7
	西部	N/A	4.4
	東北	N/A	4.3

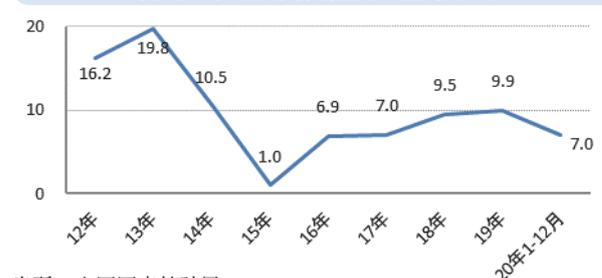
※1月のデータは未発表

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局
※1月のデータは未発表

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局
※1月のデータは未発表

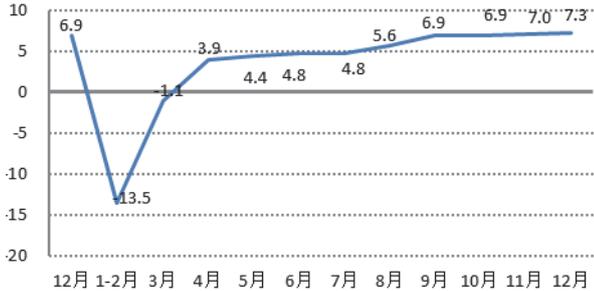
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	12月	1-12月
一定規模以上の工業生産	7.3	2.8
内訳 鉱業	4.9	0.5
製造業	7.7	3.4
電気・ガス・熱・水生産供給業	6.1	2.0
内訳 国有企業	6.4	2.2
株式制企業	7.0	3.0
外資系企業	8.5	2.4
私営企業	7.6	3.7

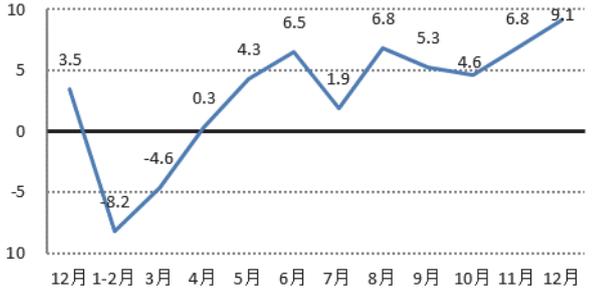
出所：中国国家统计局 ※1月のデータは未発表

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



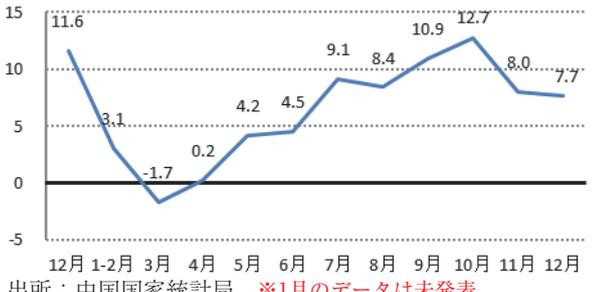
出所：中国国家统计局 ※1月のデータは未発表

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局 ※1月のデータは未発表

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局 ※1月のデータは未発表

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部 ※1月のデータは未発表

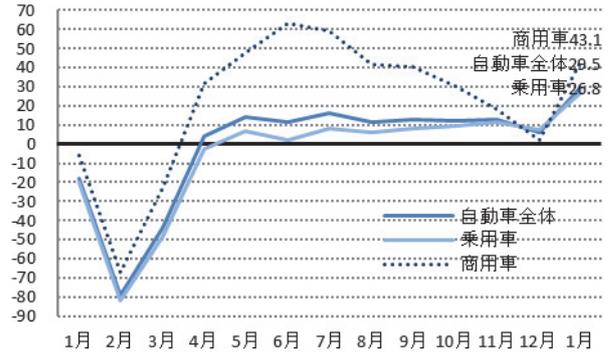
中国の自動車販売台数

万台

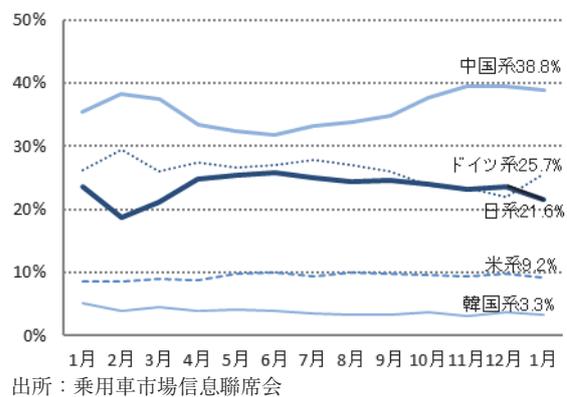
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
21年1月	250	46

出所：中国汽车工业协会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

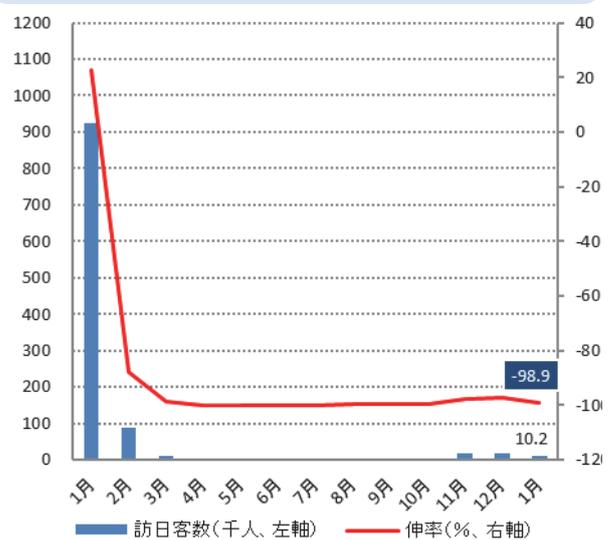


日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報联席会

中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局